

令和7年度 災害ケースマネジメント推進研修in栃木

**災害時にも尊厳を守るために
～災害ケースマネジメントの展開に向けて～**

2026年1月27日

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部
(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事

内閣府:災害ケースマネジメントの手引書作成に関する
有識者検討会座長

鍵屋 一

能登半島地震

2024年1月1日 M7. 6

地震、津波による死者616名
(うち災害関連死388名)

(出典:毎日新聞2025年6月21日現在)

死因の多くは、住宅の下敷き
と高齢者等の災害関連死

※重要な防災政策とは

⇒住宅耐震化 (+避難)

⇒高齢者等の避難生活支援



1月4日 金沢市
震災がつなぐ全国ネットワーク 松山文紀氏提供



七尾市 道の駅 立入禁止のトイレ

2024年1月24日 鍵屋撮影

トイレ不足と栄養不足

リスク 1：免疫機能低下により感染症にかかりやすい。

リスク 2：誤嚥性肺炎、エコノミークラス症候群にかかりやすい

リスク 3：イライラしてもめごと、犯罪が多くなる

災害関連死の経緯・認定理由(輪島市)

輪島市災害弔慰金等認定審査会の審査結果(令和6年5月14日)

年齢	性別	経緯・認定理由
90代	女性	避難所で新型コロナウイルス感染症に感染した結果、うつ血性心不全のため死亡。災害と死亡の間に相当因果関係が認められた。
80代	女性	近隣のビニールハウスに避難しており、トイレが使用できないため近くの畠へ行き転倒、自力で動けない状態となり、低体温症のため死亡。災害と死亡の間に相当因果関係が認められた。
80代	男性	介護老人保健施設で被災。施設が停電、断水する状況の中、発熱と呼吸困難(肺炎)のため病院へ搬送。被災地の病院では治療困難なため転院したが、細菌性肺炎のため死亡。災害と死亡の間に相当因果関係が認められた。
70代	女性	震災後の避難所生活や水分の補給不足、薬の不足、睡眠不足、運動不足、転居など生活環境の激変により心身に相当の負荷が生じた結果、急性心筋梗塞のため死亡。災害と死亡の間に相当因果関係が認められた。
80代	男性	自宅で被災し近隣の自主避難所に避難したが、停電により暖房が使用できず翌日帰宅。その後体調不良、発熱により入院したが、肺炎のため死亡。災害と死亡の間に相当因果関係が認められた。

能登半島地震関連死の状況例

- 80代女性

近くのビニールハウスに避難しておらず、トイレが使用できなかったため、近くの畠に行き転倒。自分で動けない状態となり、低体温症のため死亡。

- 災害用トイレを1回分でも備蓄している人は22.2%
- 4日分以上備蓄している人は4%
- 備蓄しない理由は「特がない」が45%

出典：2023（一社）日本トイレ協会 災害・仮設トイレ研究会調査

○なぜ、人は備えないのか？

(逃げ遅れるのか？)

○なぜ、行政、福祉、企業等

の災害対策の優先順位は低い
のか？

正常化の偏見

「自分は大丈夫！」

…自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価してしまう人間の特性

ex) 逃げない非常ベル

⇒ 初着のリスク情報の無視

大地震発生直後、あなたは家族と
家にいました。何をしますか？

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.

2011年3月11日 東日本大震災

死 者： 15,900名

行方不明： 2,520名

(警察庁：2025.3.11)

震災関連死： 3,808名

(復興庁2025.3.11)

計： 22,228名（以上）

避難者数： 27,615名
(復興庁2025.2.1)



釜石市鵜住居地区

東京大学大学院
片田敏孝教授提供



鵜住居地区



両石地区

誰が逃げるのを支援したか？

- ・第1位 85人 家族・同居者
- ・第2位 60人 近所、友人
- ・第3位 53人 福祉関係者
- ・第4位 11人 消防・消防団

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、179人、複数回答あり)2013年

⇒近所・友人と福祉関係

者の支援力が強い！

東日本大震災 死者の教訓（1）

- 高齢者が約6割
- 障がい者死亡率は約2倍

⇒高齢者や障がい者の避難にフォーカスした対策が必要
※地区防災計画や個別避難計画で、高齢者や障がい者を近所や福祉とつなげる！

東日本大震災 死者の教訓（2）

○支援者も多数亡くなった

- ・自治体職員288名（地方公務員災害補償基金2019年2月）
- ・消防団員254名（H24.12.消防庁）・民生委員56名

・高齢福祉施設職員173名

（厚労省保健局：H24年6月）

※福祉施設や病院は利用者を置いて逃げることはできない。

⇒安全な場所に立地する必要

東日本大震災 死者の教訓（3）

○震災関連死が3,802名
・89%が66歳以上、移動や避難所で衰弱
※高齢者、障がい者を支援する制度、避難拠点が必要

→福祉施設BCP作成の義務化、
福祉避難所を多数整備する
→災害ケースマネジメントで関連死
防止

福祉、防災、コミュニティの連携で「強み」を
生かし「弱み」を補完する避難支援体制

⇒日常も災害時も支え合える
「地域共生社会」



2016年4月14日、16日熊本地震 最大震度7

益城町建物被害 全半壊6,259棟、一部損壊4,325棟、無被害156棟

死者:273名(災害関連死:223名) (熊本県.2023.4.13)

最大避難者：183,882名



高齢者を支える福祉避難スペース



写真：熊本地震時の避難所となった福祉施設
熊本県益城町特別養護老人ホーム いこいの里提供

熊本地震震災関連死 死亡時の生活環境区分

出典：熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証報告書、R3.4.9報道発表

生活環境	人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺	12	5.5%
避難所等への移動中	0	0.0%
避難所滞在中	10	4.6%
仮設住宅滞在中	1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中	8	3.7%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【自宅等】	81	37.2%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【病院】	27	12.4%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【介護施設】	17	7.8%
入院又は入所後1か月以上経過し亡くなった場合【病院】	58	26.6%
入院又は入所後1か月以上経過しなくなった場合【介護施設等】	3	1.4%
その他・不明	1	0.5%
合計	218	

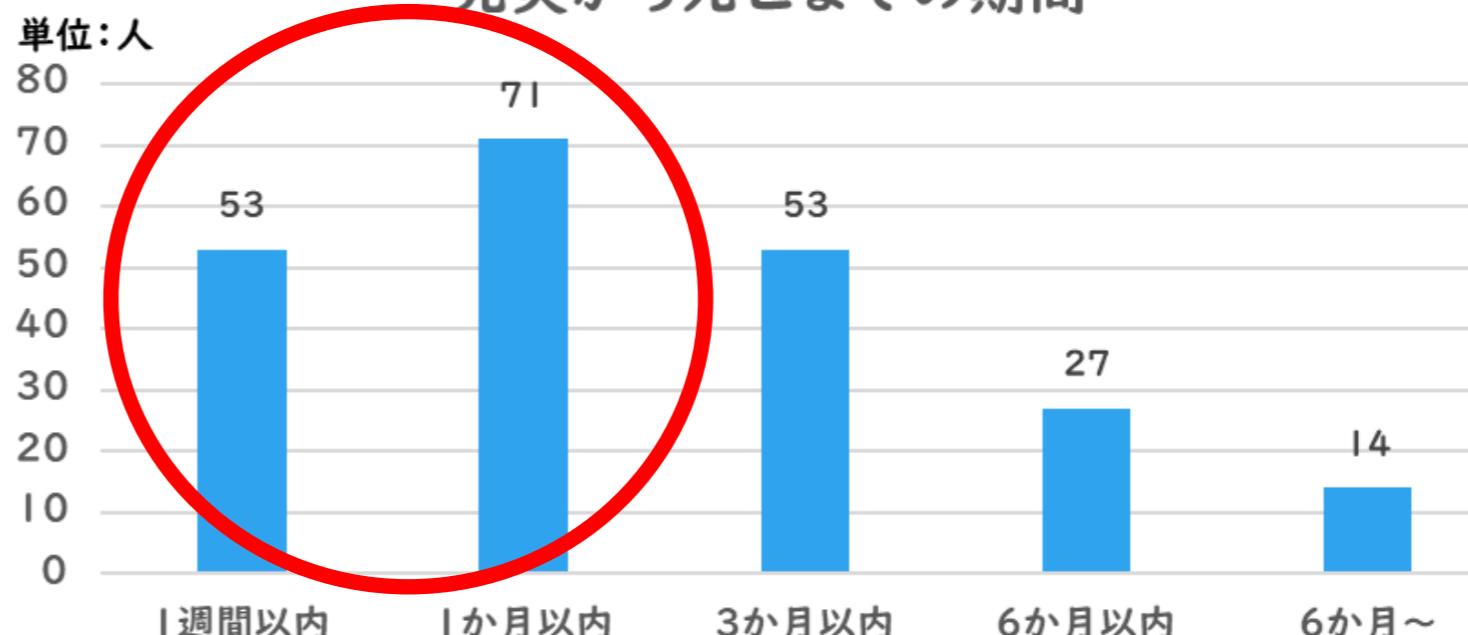
熊本地震での震災関連死内訳令和3年3月末時点218件（更新）

出典：熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取り組みに関する検証報告書、R3.4.9報道発表

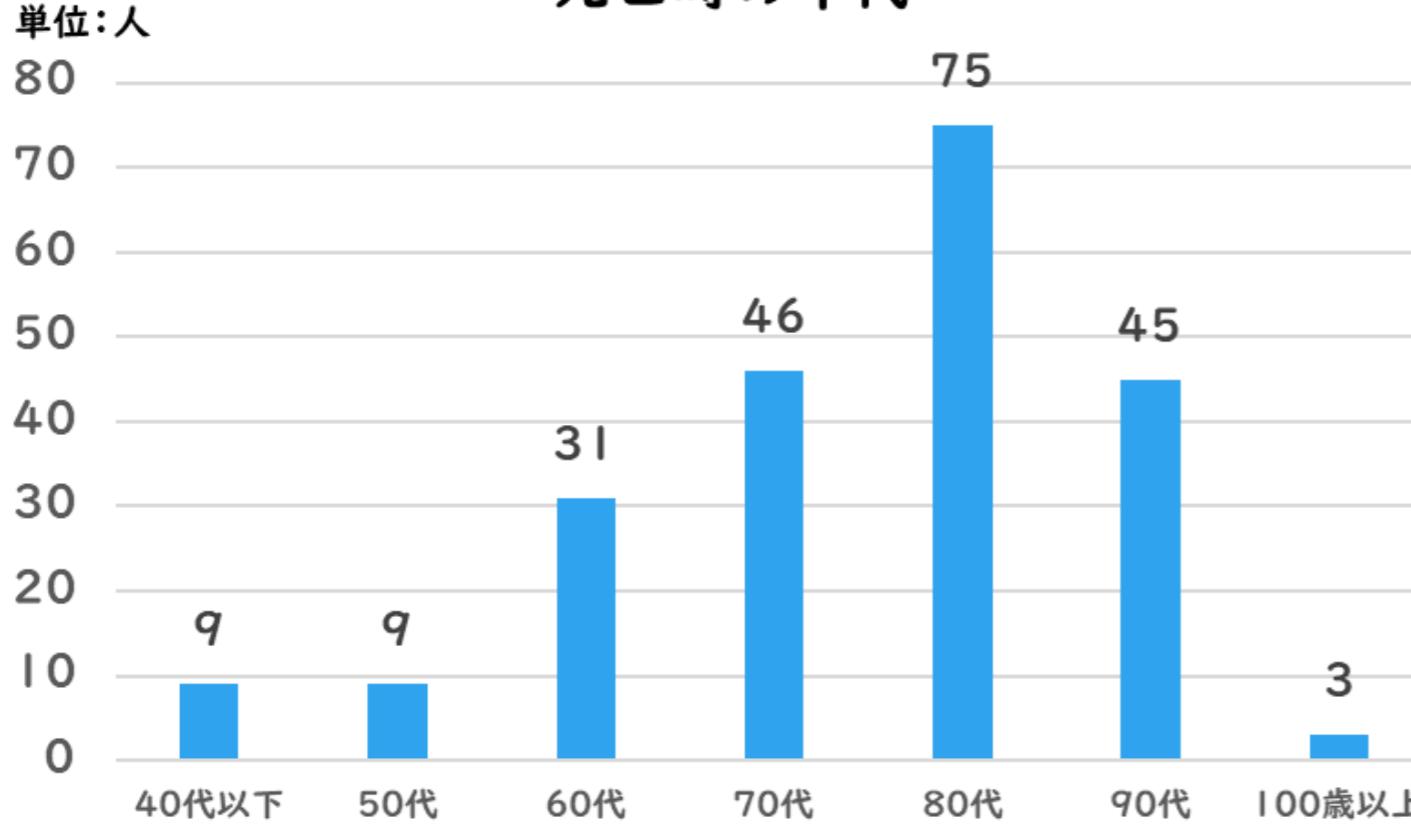
男女比



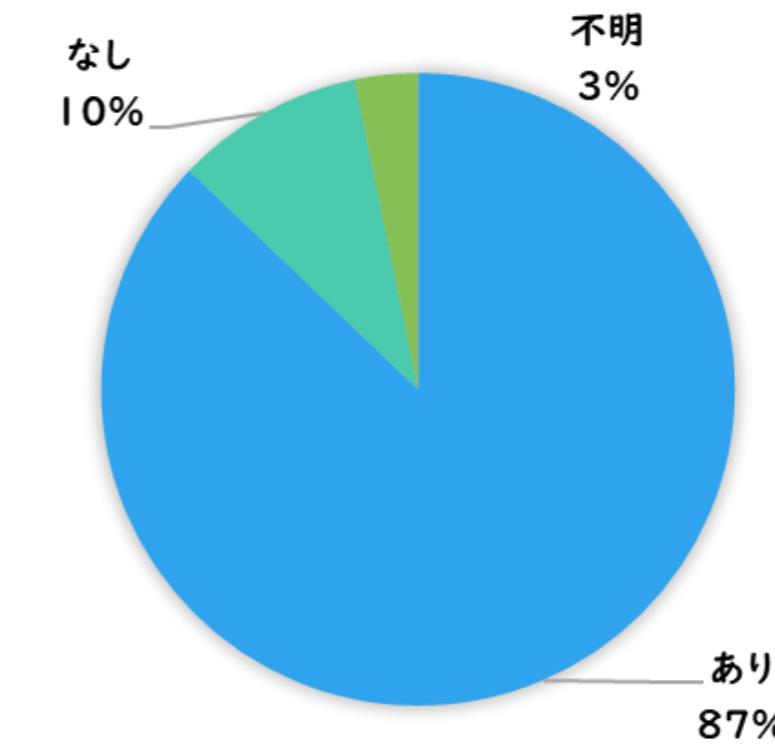
発災から死亡までの期間



死亡時の年代

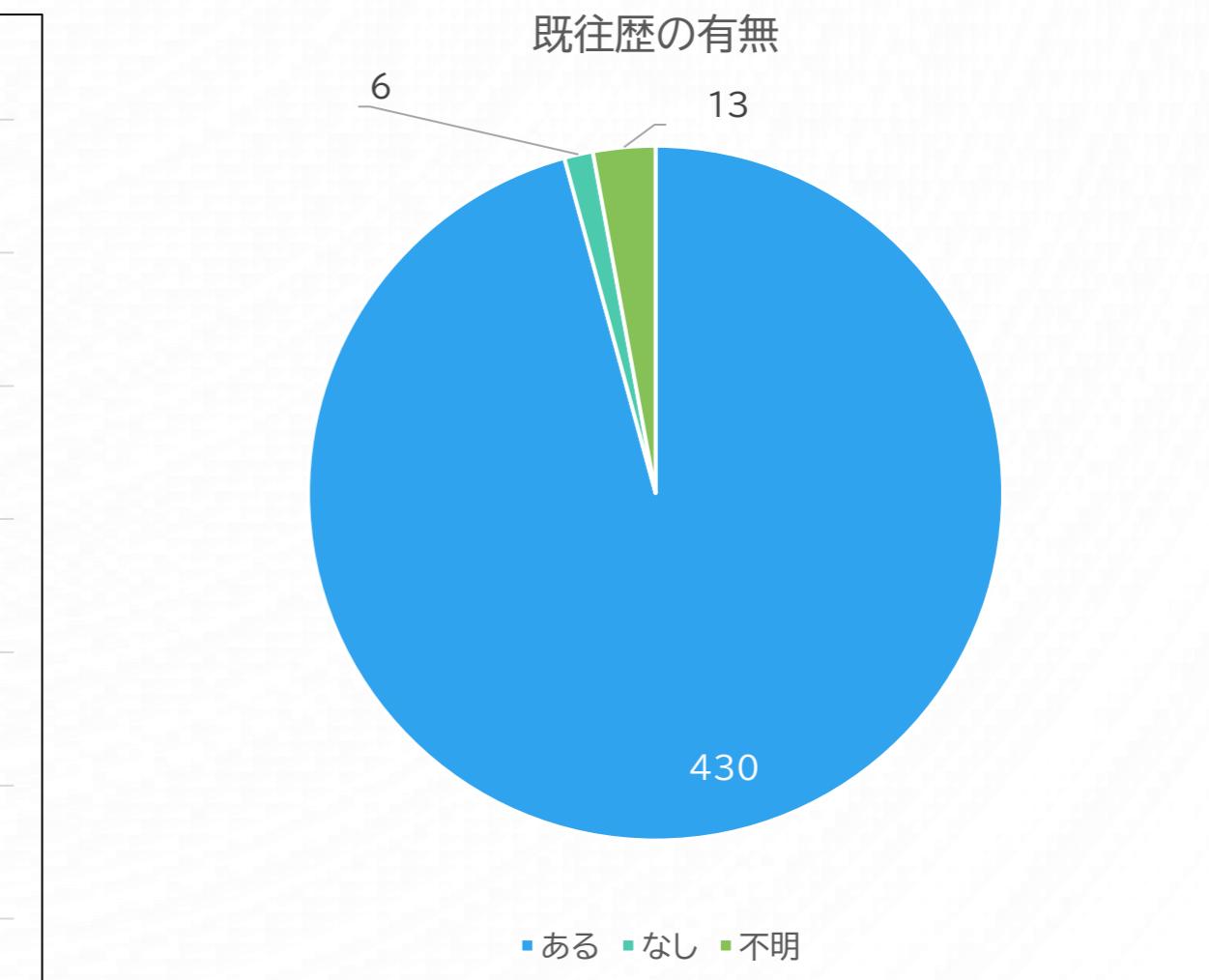
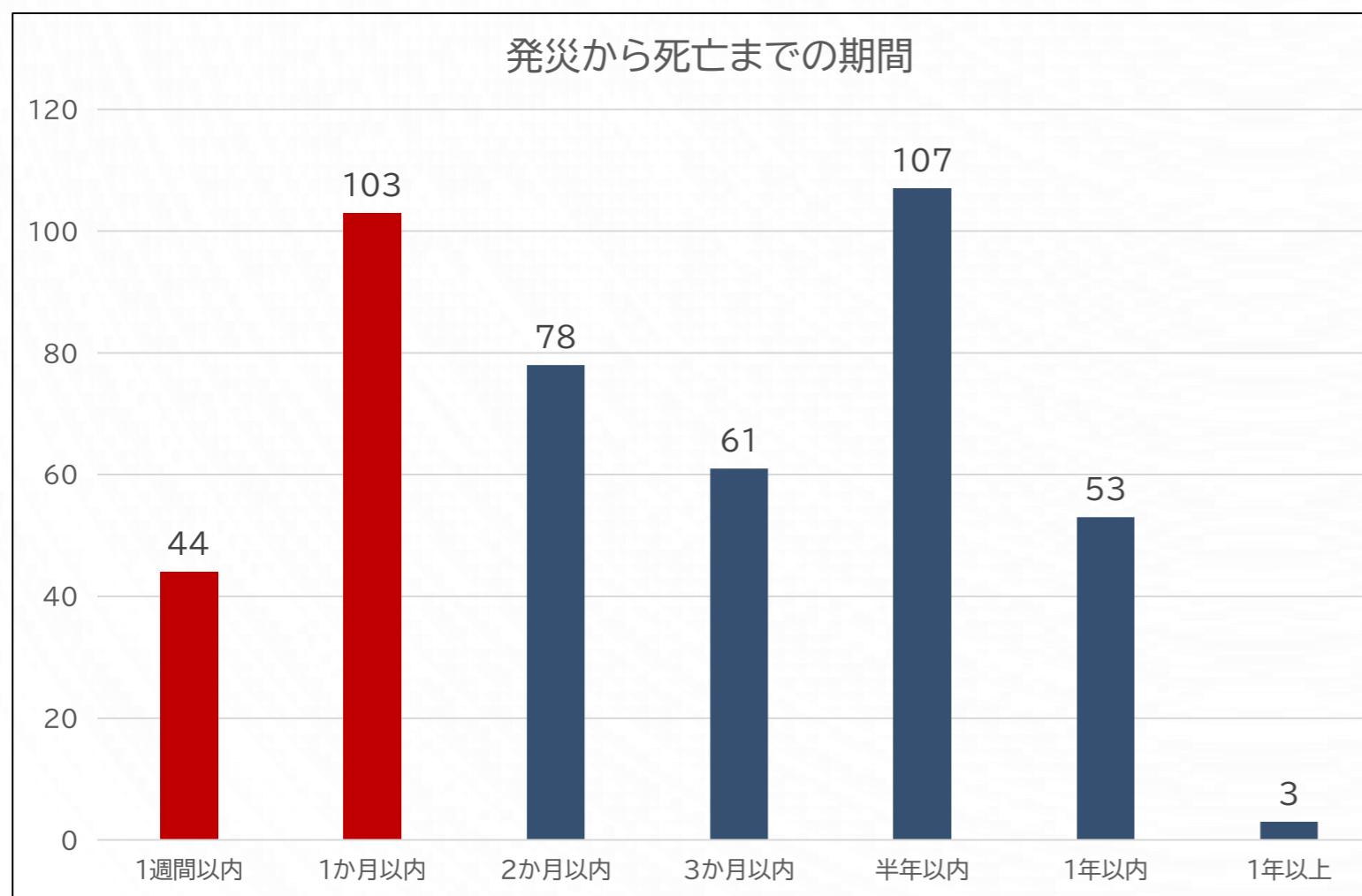
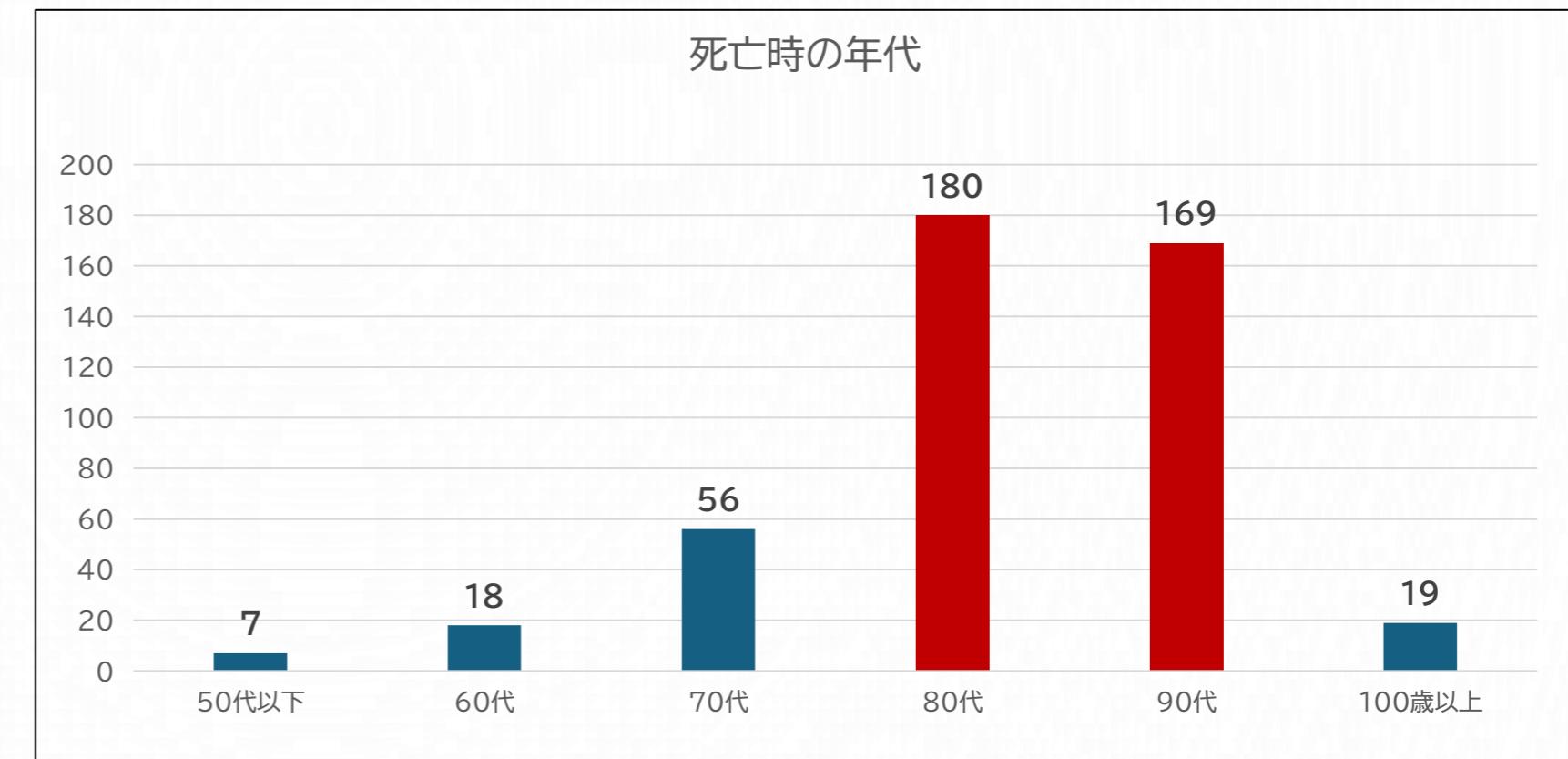
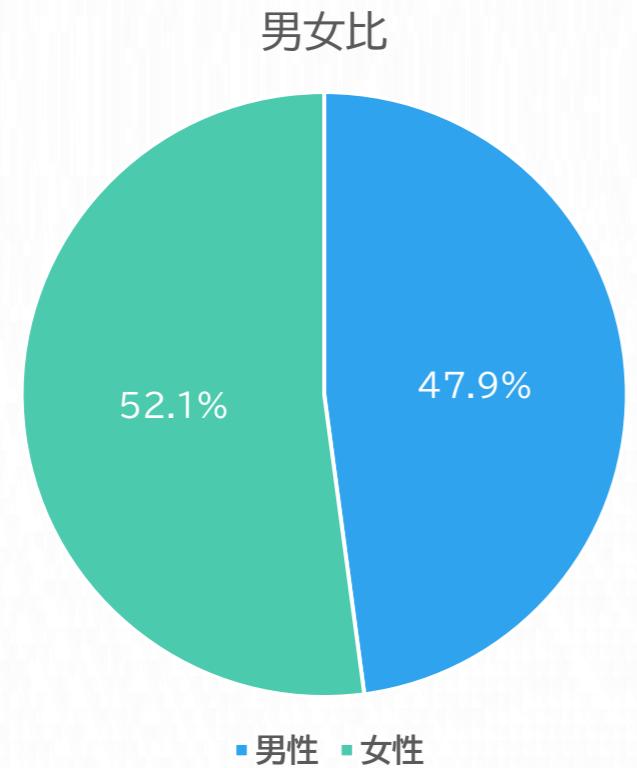


既往症の有無



能登半島地震 災害関連死 内訳(対象:449人) R7.12.25

出典:石川県令和6年能登半島地震における災害関連死の概況(第37回審査会まで)



能登半島地震 災害関連死 原因(複数回答) R7.12.25

出典:石川県令和6年能登半島地震における災害関連死の概況(第37回審査会まで)

原因	人数	割合
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	395	88.0%
電気、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	233	51.9%
社会福祉施設の被災による介護機能の低下	209	46.5%
避難所等生活の肉体的・精神的負担	176	39.2%
転院、悪路・長時間の搬送等による負担(転院以外の複数回の移動も含む)	83	18.5%
新型コロナウイルス・インフルエンザ感染などに伴う身体機能低下	72	16.0%
医療機関の被災による機能停止・低下(初期治療の遅れを含む)	36	8.0%
交通事情等による治療の遅れ	12	2.7%
救助・救援活動による心身の負荷、その他(地震発生時の負傷など)	12	2.6%
合計	449	

在宅の被災者支援が重要！

在宅の高齢者・障がい者等の早急な見守り、保健・医療・福祉・生活支援が重要

⇒**自治会等の見守り支援、福祉BCP（居宅介護支援、訪問系・相談系事業所等）、社協等の生活支援相談、地域支え合いセンター、保健医療福祉調整本部など**

災害ケースマネジメントとは？

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により（発見して）把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

（出典「災害ケースマネジメント実施の手引き」内閣府、令和5年3月）

日常の生活相談との違いは？

- ・災害時特有の困難さ（モノ不足、避難生活の困難さ、多重な課題、不安感・・・）
- ・時系列ごとのニーズ変化
- ・複雑かつ低レベルの支援制度（住宅被害中心）
- ・コミュニティの弱体化
- ・平時の困難さの加速・・・・

災害ケースマネジメント(1)方針例

- (1) 災害ケースマネジメントを地域防災計画、地域福祉計画に位置付ける
- (2) 関連死防止のため、自治会、福祉事業者等による見守り体制を2日以内に構築する
- (3) 被災者見守り・相談支援事業や被災高齢者等把握事業を活用する
- (4) ワンストップ窓口を設置し関係者と連携し、継続的に自立を支援する

委託等による丸投げ厳禁！

災害ケースマネジメント(2)体制例

- (1) 福祉（企画、総務）部門が事務局となつて関係各部署が参画する
- (2) 平時から、多様な専門支援機関（社会福祉協議会、医療、福祉、住宅、弁護士・・・）との連絡会議等の体制を構築する
- (3) 災害時には、2日以内に社会福祉協議会が「地域支え合いセンター」を設置する
- (4) 時間軸やニーズに応じて必要な専門支援機関を招集してケース会議を行う

災害ケースマネジメント(3)手順例

- (1) 平時には災害ケースマネジメント連絡会議を実施して顔の見える関係づくりを行う
- (2) 関係者は研修に参加する
- (3) 災害発生したら、関連死防止体制を2日以内に構築し、医療・保健・福祉関係者と連携する
- (4) 被災者の困りごとを相談窓口だけでなく、アウトリーチで発見する
- (5) ワンストップ窓口を設置し関係者と連携し、継続的に自立を支援する
- (6) 被災者台帳を活用して記録を関係者が共有して自立支援につなげる

災害ケースマネジメントを 進める組織体制(仙台市)

- 中核となる組織が総合調整
(例) 復興事業局
- 官民の多職種連携
 - ・区役所の関係部局
 - ・社会福祉協議会の地域支え合いセンター
 - ・一般的な訪問はシルバー人材センター
 - ・ノウハウのある一般社団法人（ホームレス支援など）
 - ・不動産関係団体、弁護士・・・・

発災直後～避難所運営段階① (在宅、車中泊等含む)

訪問等により被災者の状況を把握する

- ・ 災害により孤立している世帯がいる
- ・ 被害の状況が把握できていない在宅避難者がいる
- ・ 被害の全容把握ができていないが、明らかに被害を受けた地域に在宅避難者がいる可能性がある
- ・ 発災直後のアウトリーチは、在宅避難者等を中心には、緊急的な支援が必要な者が支援からこぼれ落ちないようにすることを目的とする。

→災害関連死の防止

発災直後～避難所運営段階② (在宅、車中泊等含む)

被災者に確認する内容例

- ・被災者の健康状態
- ・住家の被害状況（風呂、台所等生活に必要な設備の被害状況、修理の見通し等）
- ・住家の保険（損害保険、共済）の加入情報
- ・住家の修理等費用の確保の見通し
- ・必要な物資の状況（必要に応じて避難所における配布状況等を案内）
- ・罹災証明書の発行等に関する情報が提供されているか（必要に応じて案内）
- ・その他避難生活で必要な事項、抱えている課題等

避難所閉所検討～応急仮設住宅 供与段階①（在宅、車中泊等含む）

全戸調査により、被災者の自立・生活再建に向けて状況の把握、継続的な支援が必要な被災者を把握する

- ・避難所閉所前に、住民の被害状況、自立・生活再建意向の把握を目的とした調査を実施。
- ・避難所閉所にあたっては、被災者の住家の被害状況や自立・生活再建の希望、仮設住宅への入居の希望の有無等を把握し、行き先が決まらない被災者がいる中で一方的に閉所するなど追い出しどならないように配慮する。

→関連死の防止とともに自立・生活再建の支援を目的

避難所・閉鎖検討～応急仮設住宅 供与段階②（在宅、車中泊等含む）

＜住まいの再建関係＞聞き取り

- ・住宅の再建に係る意向（修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅等）
- ・罹災証明書の取得状況（全壊、大規模半壊、半壊等）
- ・収入源（給与所得、年金等）
- ・住宅再建の進捗状況（見積もり、請負契約の締結状況等）

避難所閉所検討～応急仮設住宅 供与段階③（在宅、車中泊等含む）

＜日常生活の自立＞聞き取り

- ・家族の状況（家族構成、健康状態、要援護者の該当等）
- ・医療機関の受診状況
- ・避難生活における住環境（食事、入浴、トイレ、暖房の有無等）
- ・近隣との関わり、買い物の交通手段 等
- ・その他抱える課題について

避難所閉所検討～応急仮設住宅 供与段階における仙台市の分類（仙台市提供）

⇒他自治体より早く5年でプレハブ仮設住宅を解消

分類1：生活再建可能世帯	・住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活において特に大きな問題が見られない世帯
分類2：日常生活支援世帯	・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯
分類3：住まいの再建支援世帯	・住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯
分類4：日常生活・住まいの再建支援世帯	・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、家族間トラブル等を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯

応急仮設住宅供与段階以降① (在宅、車中泊等含む)

伴走型の支援が必要な被災者に対し、
継続的に支援を実施する

- ・住家被害の大きな被災者は、住宅の新築、他地域への転居、親族との同居、災害公営住宅への入居等の選択肢がある中で、様々な意思決定を行う必要があり、必要となる知識も多様である。
- ・行政と専門的な知識を有する民間団体が協働して支援を実施することで、被災者の自立・生活再建の早期化、生活の悪化の防止を図る

→自立・生活再建の支援が中心

応急仮設住宅供与段階以降② (在宅、車中泊等含む)

被災者ごとの支援記録

- ・ 氏名、住所、電話番号、
- ・ 世帯状況（家族構成、健康状態、就労の状況 等）
- ・ 住家の状況
- ・ 訪問時の聞き取りの内容
- ・ 自立・生活再建の方向性に係る本人の希望
- ・ 被災者の抱える課題
- ・ ケース会議で決定した支援方策
- ・ 支援の経過
- ・ その他、地域の状況に応じた事項

岩手県岩泉町：2016年水害時の 災害ケースマネジメント取組み

- 「岩泉よりそい・みらいネット」を中心に、毎週 1 回相談窓口を開設（電話では隨時対応）。また、直接の相談要望や、自家用車などの移動手段を所有していない相談者に対しては、訪問による相談を実施。
- 相談窓口は、午前と午後で開設場所を変更し、町全域で相談を受けられるよう工夫した。
- 岩泉よりそい・みらいネット単独では解決できない事例や、町社協や保健師の窓口だけでは対応できないような事例は、その都度、関係者間で情報共有を行う会議を実施している

岩手県岩泉町：2016年水害時 災害ケースマネジメント効果①

- 町内外の多くの関係機関・支援団体が連携することで、多様な観点や相談手法により、被災者支援のきっかけを作ることができた。また、支援対象者への支援においても、相談できる対象の幅が広がり、被災者による課題の抱え込みを防いだ。
- 従来、役場では、困りごとを抱えた被災者に対し、担当部署を案内するだけで、情報は共有されなかつた。今回は、町が「岩泉よりそい・みらいネット」と協働し、**包括的な相談窓口を立ち上げたこと**により、関係部署や関係機関が連携して、被災者が抱える課題への対応を検討できるようになり、庁内の関係部署間の連携も良くなつた。

岩手県岩泉町：2016年水害時 災害ケースマネジメント効果②

- 岩泉よりそい・みらいネットの支援活動については、住家の被害の有無に関係なく支援対象者とした点が特徴である。
- 災害発生時に、岩泉町に住民票がない世帯からの相談、住居以外の資産や仕事等をはじめとした様々な相談や悩みごとに寄り添うことで、結果的に、災害後に孤立する方や生活再建の目処が立たない方に対応することができた。

災害ケースマネジメントの課題

- 岩泉よりそい・みらいネットを設立して相談窓口を開始するまで4か月を要した
- 人材、活動費、開設する場所の確保が主な課題であった
 - 平時から幅広い分野の多様な機関との信頼関係・連携を構築し、災害時に、素早く対応をとれるように備える
 - 地域資源（NPO や士業等）が少ない地域では、地域外の経験を有する支援団体等とも、災害直後に円滑に協働ができるよう、行政側にも受援力が必要

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

法改正の目的は災害時「も」尊厳が守られる社会

- 被災者に対する福祉的支援の充実
- 被災者援護協力団体の登録制度



①災害救助法に「福祉サービスの提供」を追加

- ・福祉関係職員の研修、事前準備
- ・発災時の派遣、現地での活動調整
- ・避難所に加え、在宅、車中泊者等への福祉支援

②災害ケースマネジメントの拡充

- ・アウトリーチ等による災害関連死の防止
- ・被災者の生活再建への長期的、伴走支援

災害対策基本法等の改正 (2025年5月28日)

主な項目

- ・災害時の行政努力目標の精緻化（被災者の生活再建等を追加）
 - 災害ケースマネジメントをはじめとして、生活再建について、自治体が体制整備、計画策定、人財育成等を進めておく。
 - 可能ならば復興事前計画に生活再建を位置付ける

災害対策基本法等の改正 (2025年5月28日)

主な項目

- ・「**被災者援護協力団体**」の登録制度の創設
 - 信用できるNPO/ボランティア団体を事前に登録することで、災害時に迅速に効果的に被災者支援ができる。
 - 特に、自治体が本人同意を得ることなく、協定等により個人情報を提供できる点が重要である。

災害対策基本法等の改正 (2025年5月28日)

主な項目

- ・災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加
 - 施設、(福祉)避難所、在宅等における福祉サービス（相談を含む）提供体制の構築
 - サービスが途絶えた場合の他市町村との連携、地域における協力体制
 - DWATの強化と活動の充実

災害に備えた福祉的支援体制について（1）

社会保障審議会福祉部会報告書（2025年12月18日）

- ・国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため…災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するため、「防災」との連携を加えることが必要である。
- ・地方公共団体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに災害福祉に関する事項を追加することが必要である。

災害に備えた福祉的支援体制について（2）

社会保障審議会福祉部会報告書（2025年12月18日）

- ・市町村地域福祉計画において、災害に関する取組（※1）に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力をを行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策（※2）について記載する。

※1 個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施、社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施するボランティア活動等

※2 他市町村との連携、地域における協力体制の構築等

- ・都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容（※3）について記載する。

※3 市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用等

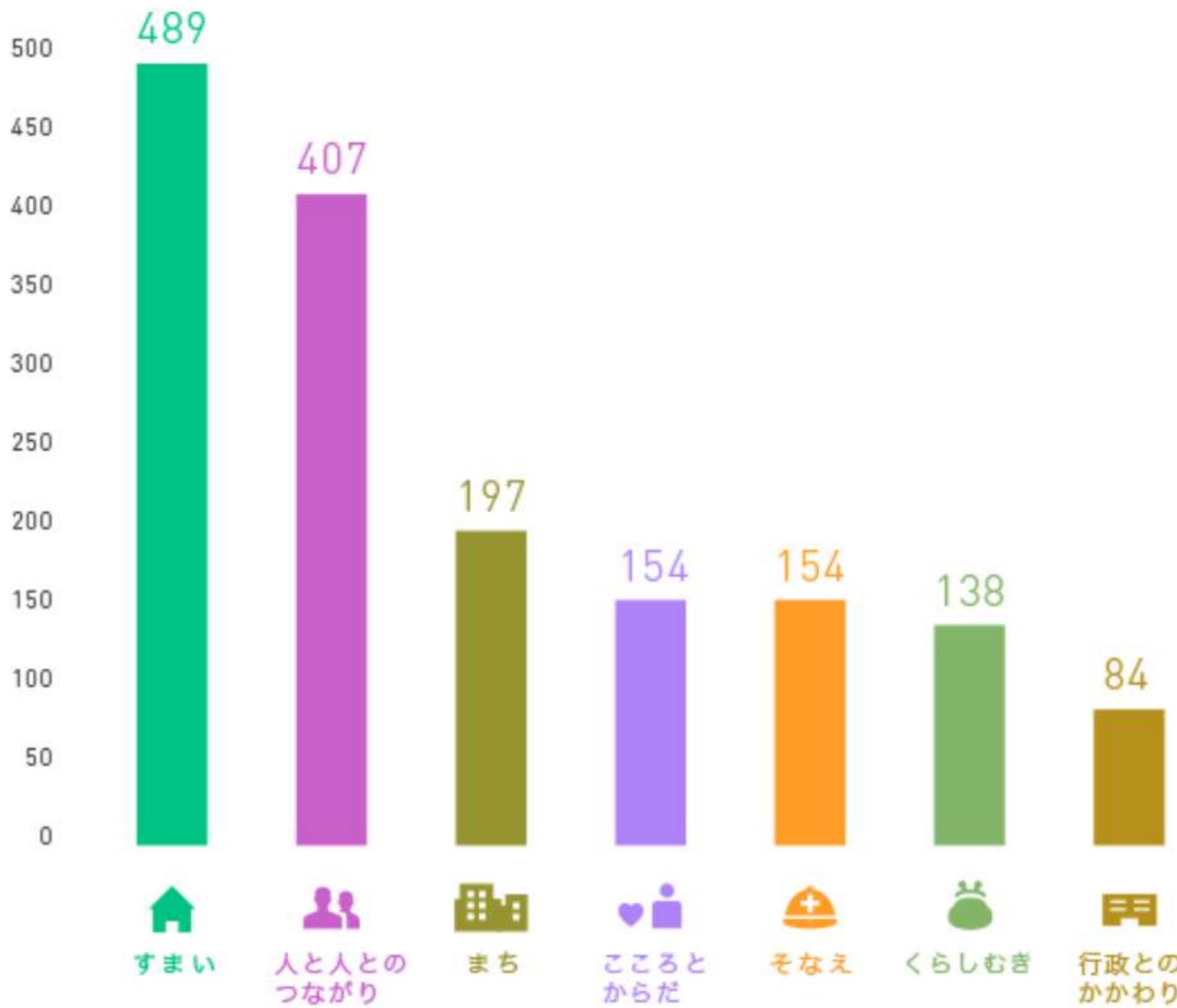
災害に備えた福祉的支援体制について（3）

社会保障審議会福祉部会報告書（2025年12月18日）

- ・**災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備**するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する**研修及び訓練**の実施に関する規定を設ける
- ・DWAT チーム員が所属する施設・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すことが必要である。
- ・なお、DWAT チーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

復興の7要素

出典：復興の教科書サイト



P4: もらえるお金

「石川県災害義援金(住家被害)」「被災者生活再建支援金」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

「石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金」

石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金 運営事務局 石川県庁

(臨時特例給付金コールセンター)

TEL:076-225-1956 FAX:076-225-1987

P6: 仮設住宅に入りたい

「応急仮設住宅【建設型】」

まちづくり推進課

TEL:0768-23-1156 FAX:0768-23-1198

MAIL:machi@city.wajima.lg.jp

「応急仮設住宅【賃貸型】」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp



P8: 住まいを解体する

「公費解体制度」

環境対策課

TEL:0768-23-1186 FAX:0768-23-1153

MAIL:kankyou@city.wajima.lg.jp

P9: 住まいを修理したい

「住宅の応急修理制度」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

P13: 生活費にこまっている

「災害援護資金貸付制度」

福祉課

TEL:0768-23-1161 FAX:0768-23-1196

MAIL:fukushi@city.wajima.lg.jp

「住まい」のこと こまったくきに

能登半島地震で 被害を受けた 住まい再建のために



輪島市版

災害イメージづくりのプロセス

1. 災害に学ぶ(暗默知)
⇒生々しい物語
2. 10程度の課題、対策、「へえ～」の抽出(形式知)
3. ワールドカフェで話し合って、知恵、対策を共有

大災害時に、要配慮者が安全に避難生活
や自立するために何が必要か？

- ・新聞記事を読んで、課題や対策、「へえ～」と感じたことを付箋にメモします
 - 1枚の付箋に1つの項目
 - 漢字はできるだけカタカナ
 - 丸写しでなく簡単にまとめる

ワールドカフェのお作法

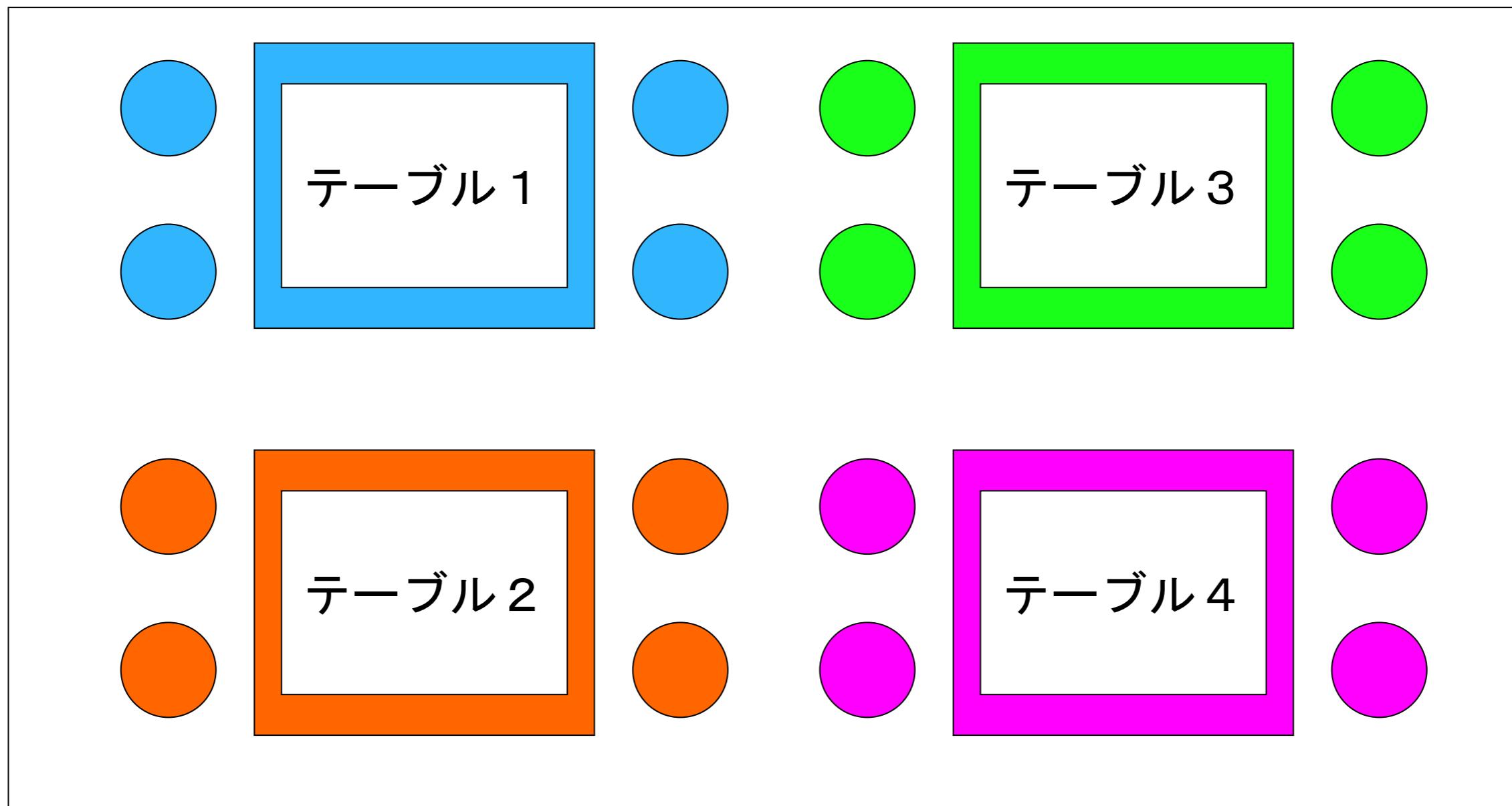
- ・対話を楽しみしよう(^o^)
- ・話す時間は同じ程度に！
- ・互いの話を聴きあって、広げましょう！ ⇒否定しない！
- ・感じたことを大切に、アイデアや思いついたことを、ポストイットに自由に書きましょう！

話し合いのテーマ

大災害時に、要配慮者が安全に避難生活を送り、生活再建するためには、どんな支援が必要か。

ラウンド1：大災害時の生活再建

- 各テーブルの中で、テーマについて自由に話し合いを行い、探求をします
- 気づいたこと、発見したことなどを、自由にポストイットに記入



ハーベスト(収穫)

大災害時の生活再建

→具体的なアイデアを3~5点に絞り、
A4用紙1枚に1点ずつ記入します。

具体的で役立つものを！

×伴走支援をする

○効果的な伴走支援をするために
、△△や××と連携をする

共有・共感そして共創へ

- ・他のテーブルのアイデアを見に行きましょう。
- ・具体的で役に立つ！ユニーク！と思ったら、丸い赤シールを貼りましょう。

孤独なボウリング
R・パットナム（米国政治学会元会長）

ボウリングする人の数は減っていないが、みんなでする人は減り、一人が増えた！

◎アメリカの組織社会への参加率

以前のアメリカは市民の「つながり」が強かった。そのつながりが幸福な暮らしと民主主義を支えてきた。

1960年頃は30% ⇒ 2000年頃は10%

⇒治安が悪化し、格差が大きくなり、社会の効率が悪くなつた

決め手は「ご近所力」

◎社会関係資本 Social Capital

人や地域のつながり＝信頼の絆＝ご近所力

社会関係資本は、人々を賢く、健康で、安全で、豊かにし、公正で安定した民主主義を可能とする。

※「ご近所力」は付加的価値ではない

※「ご近所力」こそが、安心安全の源泉

人生を幸せにするのは何？

- ・75年間724人の男性を追跡し 休むことなく 仕事や 家庭生活 健康などを記録
- ・1番目のグループはハーバード大学の2年生
- ・2番目のグループは極貧環境で育った少年達

人を健康で幸福にするのは
良い○○○○に尽きる

これからの防災は？

損失を減らす防災から、

「価値向上型」の防災へ

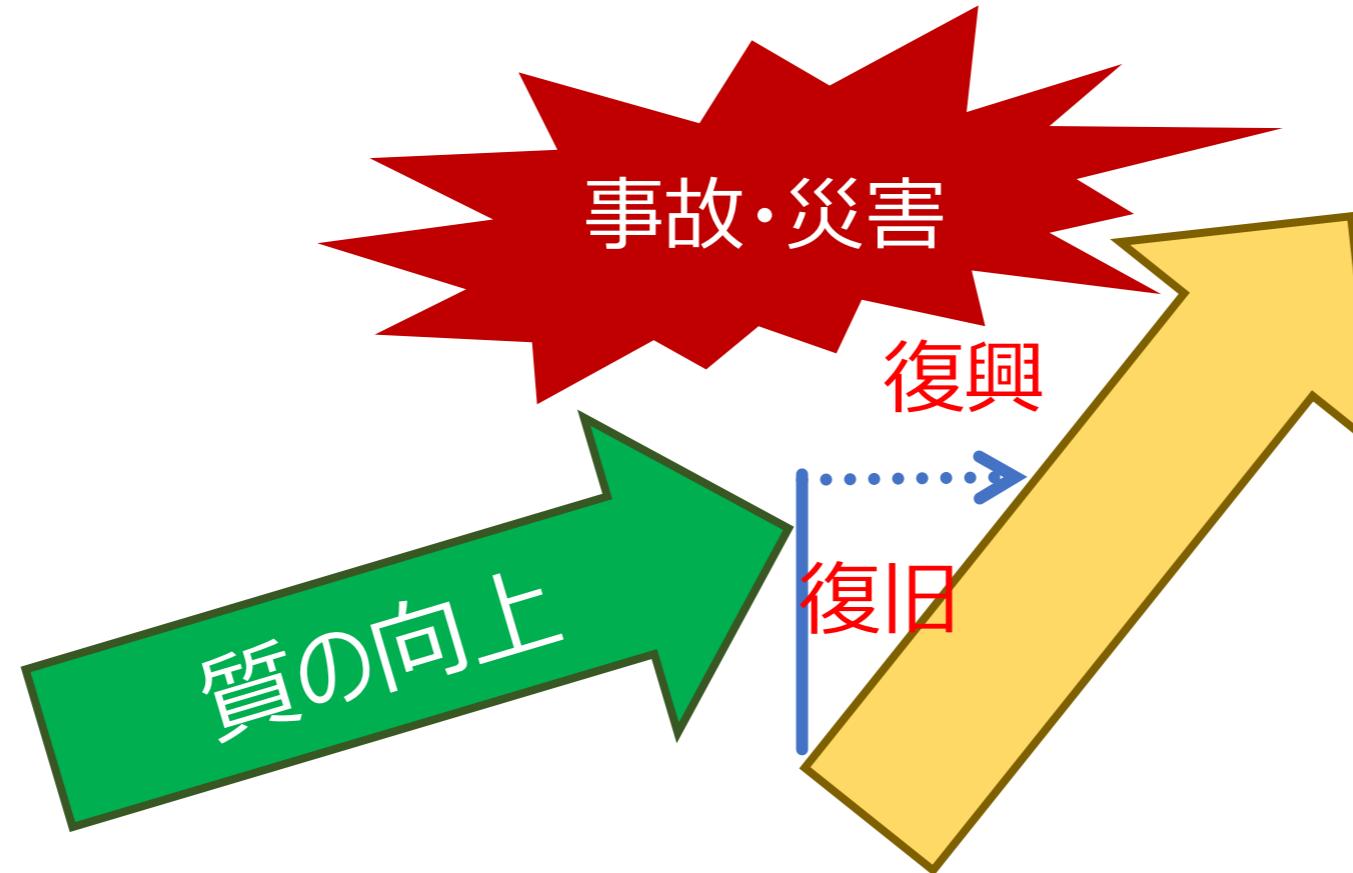
日常から人間関係、近所関係を良好にし、
誰一人取り残さない魅力ある地域社会＝
地域共生社会を作る

⇒災害や危機に「も」強くなる！

福祉、防災、コミュニティの連携で
「強み」を生かし「弱み」を補完する
避難支援体制 ⇒ 日常も災害時も
支え合える「地域共生社会」

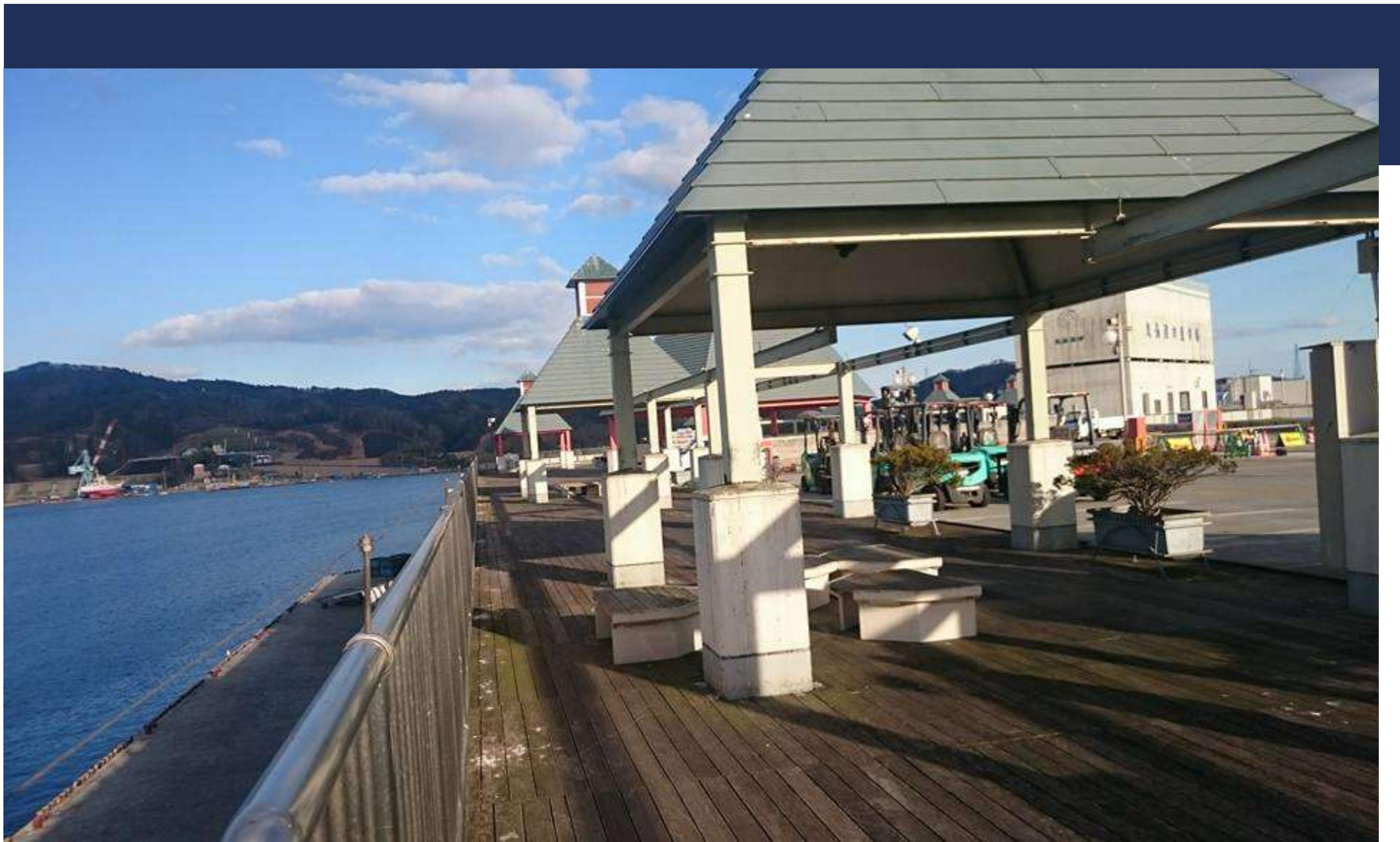


価値向上型防災の概念



- ◎ 価値向上への継続的取り組み
- ◎ 質の低下を最小に、早期に復旧復興を進める
⇒ 両方を実現する防災・BCへの取組み

今日を愛し、明日に備える



Fight 騁う君の唄を鬪わない奴

等が笑うだろう

Fight 冷たい水の中をふるえながら

ら上っていけ

中島みゆき「ファイト！」から

ご清聴ありがとうございました！